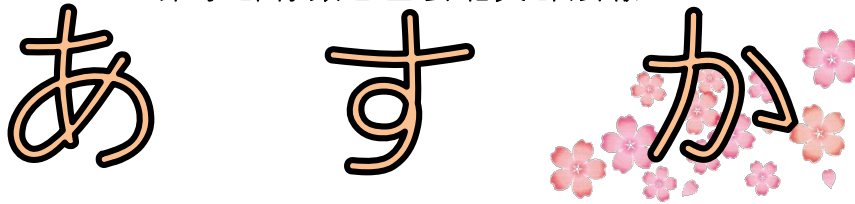


東京都行政書士会北支部広報



第35号

2017年 6月 1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

平成28年度法教育実施報告

平成21年にスタートした法教育出前授業も3月8日北区立神谷中学校（3年生）をもちまして、8年目のシーズンを無事に終えることができました。

これもひとえに校長先生をはじめとする学校関係者の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

業務の合間を縫って学校関係者との日程調整や授業内容の打合せに尽力してくれた法教育推進委員の面々、授業自体もさることながら、授業案の作成や当日使用する素材づくりにも情熱を注いでくれた講師陣、児童・生徒と楽しく会話をしつつも授業のテーマを決して忘れることなくグループワークをリードしてくれたグループリーダー、そのほか北支部の法教育に関わってくださったたくさんの方々の力が結集した結果として、8年という長きにわたる「北

支部の法教育」というタスキを来年度に繋ぐことができることを幾重にも感謝いたします。

（法教育推進委員会委員長：山本恵美子）



平成28年度法教育実施概要

※次ページで授業内容の詳細な事例を紹介しております

実施日	学校・学年	講師	授業内容
平成28年 11月10日(木)	桐ヶ丘郷小学校 6年生3クラス	山賀良彦・竹田紘己 (北支部員)	児童の身近にある公園のきまりを題材に、きまりには目的があるという、法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成28年 11月29日(火)	桐ヶ丘郷小学校 4年生3クラス	窪田信男 (大田支部員)	自転車のルールを学ぶことを通じて、ルールには目的があることを児童に伝える授業を実施。
平成29年 2月4日(土)	なでしこ小学校 6年生2クラス	吉村信一(北支部員)	児童に身近な赤羽公園のきまりを題材に、きまりには目的があるという、法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成29年 2月13日(月)	西浮間小学校 6年生3クラス	光永謙太郎 (行政書士ADRセンター 東京センター長)	マンションのペットトラブルを題材に、自分と他者の意見を尊重しながらきまりを作る授業を実施。
平成29年 2月16日(木)	西浮間小学校 4年生3クラス	吉村信一・高坂友也 (北支部員)	児童に身近な浮間公園のきまりを題材に、きまりには目的があるという、法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成29年 3月8日(水)	神谷中学校 3年生2クラス	寺島朋弥(北支部員)	中学生に身近なネットトラブルや消費者問題について、寸劇やグループ討論を通じて考える授業を実施。



桐ヶ丘郷小学校での法教育出前授業について

平成28年11月10日に6年生3クラスで、同年同月29日に4年生3クラスで、法教育出前授業を行いました。

6年生では竹田紘己、山賀良彦（いずれも北支部員）により、小学校にとって身近な公園の「きまり」を題材に、「きまり」の目的、理由にさかのぼってきまりの意味を考えることで、「きまり」の意味を理解して行動する大切さを学ぶ内容でした。

4年生では、昨年に続いて、行政書士ADRセンター東京で自転車事故を担当されている大田支部の窪田信男会員を講師に迎えて児童に身近な自転車のルール

を題材にした授業を行いました。授業では、自転車のルールを含めた交通ルールの意味を考え、守ることの大切さを確認し、そこから、身のまわりのルールも自分で考え理解して行動できる気持ちを育てることを意図しました。

このように継続できているのは児童・生徒に身近で学校の環境を踏まえた内容であることに一定の評価をいただけていることからと思っております。今後も地域に根ざした法教育を実践して行きたいと考えています。（法教育推進委員会担当副支部長：山賀良彦）

講師を経験して～西浮間小4年～

平成29年2月16日（木）、北区立西浮間小学校にて4年生を対象とした法教育出前授業の講師を務めさせていただきました。

私は学生時代に教育実習などをした経験もなく、これまでに大人の前でプレゼンテーションを行ったことはありませんでしたが、小学生を前に授業を行ったのは初めてだったので、とても新鮮な経験をさせていただきました。

私が一番に感じた大人と児童との違いは、目の前の事に対する意欲や集中力の高さです。質問を投げかければそれに対する答えを一生懸命に考え、プリント資料を配布すれば穴が空くほどに目を通してくれます。故に、児童の関心をコントロールするために、話を集中して聞いてほしい場面なのか、資料に集中して欲しい場面なのかを話し手側が良く考えて声の抑揚や話すスピード、資料を配布するタイミングにも気を配る必要がありました。

また、こちらの問いかけに対する児童の回答について、ある程度予測して準備をしていましたが、予測外の回答もあり、それらをまとめて結論と結びつけることに難しさを感じました。

今回は浮間公園の中にあるきまりを題材に「きまり

があるのは何のため？」というテーマで授業をさせていただき、リハーサルや資料の準備など大変な部分もありましたが、今後児童たちが何かしらのきまりやルールに触れたとき、漫然と「ルールなので守る」のではなく、この授業を思い出してルールの必要性を考えてくれる機会があるかもしれないと思うと、授業をさせていただいたやりがいは十分にあったと感じます。

私は、今回が講師を務めるのが初めてだったという事もあり、至らない部分、改善点が多々ありました。今後も講師をさせていただける機会があれば、チャレンジさせていただき、法教育を通して地域に貢献していければと思っています。（講師担当：高坂友也）



社会の授業と連動した法教育～なでしこ小6年～

平成29年2月4日（土）、北区立なでしこ小学校において6年生2クラスを対象に法教育出前授業を実施しました。

授業では、なでしこ小学校の近くにある赤羽公園を題材に、「公園が、誰もが気持ちよく楽しく過ごせる場所になるように、公園のきまりを作ってみよう」というテーマのグループワークを行ない、まとめとして児童が考えたきまりと、公園に関する法律や条例の条文、実際に公園にある注意書きの看板等を比較し、「その場所の利用目的を考えれば、きまりの意味が理解でき、大人と同じように考えて行動することができる」ということを伝えました。

今回の活動を報告するにあたり特筆すべきは、通常の社会の授業との連動についてです。6年生になると公民の授業が始まり、社会科見学も国会や裁判所へ行くようですが、今回は6年担任の先生が直前の授業で日本国憲法を取り上げてくれていて、三権分立、基本

的人権の尊重といったテーマにもあらかじめ触れてくれていたそうです。その直後ということもあり、授業後の感想では、人権という視点からの意見を述べる児童もいました。

授業後の反省会には担任の先生も自ら出席して下さり、法教育出前授業に関する熱意ある感想・アドバイスを頂くこともできました。

（グループリーダー担当：鯨井悟）



自分も相手も大切にしてきまりを作る～西浮間小6年～

平成29年2月13日(月)、北区立西浮間小学校にて小学校6年生3クラスを対象に、法教育出前授業を行いました。事前に行われた西浮間小学校での打ち合わせにて、担任の先生方より「今の西浮間小6年生の現状として、児童自身で問題について話し合い、合意を形成する下地は出来ており、テーマもそのようなものでお願いしたい」とのリクエストがあり、今回は東京都行政書士会北支部と裁判外紛争解決手続(ADR)認証機関である行政書士ADRセンター東京との共催という形となりました。

ADRセンター東京センター長である光永謙太郎講師が今回取り上げたテーマは「マンションのペットについてのきまり」です。あるマンションにてペットを飼いたい住民Aさんと、飼って欲しくないBさんを例にとり、お互いの立場をそれぞれ想像し、どのようなきまりを作ればどちらの立場の住民もお互いに気持ちよく

生活が出来るのかを色々な視点や意見からまず話し合います。

そこで「きまりを作るには相手の意見を考えることが重要」というポイントを確認し、更に「相手も大事だけど自分も大切、だから自分も相手も大切にしよう」というところまで踏み込んで考えてもらいました。「きまりを作る際には何が大切？」との講師の問いかけに多くの児童が「相手の事を考えてきまりを作る！」と元気よく答えており、最後の「自分も相手も大切に～」のフレーズも、多くの児童が腑に落ちた様子で4年生から法教育出前授業をさせていただいた成果が現れているなど改めて実感致しました。

北支部では今後も継続的にこの法教育出前授業を発展させていきたいと考えております。

(講師補助担当：立川悦史)

寸劇を交えたアクティブラーニング型法教育～神谷中3年～

平成29年3月8日(水)、北区立神谷中学校において、昨年同様3年生2クラスを対象とした法教育の授業を行いました。

今回の教案作成においては、学校側の要望を多く取り入れ、生徒の興味を引くスマートフォン(オンラインゲーム、SNS等)と法律を絡めた話から始まり、学習指導要領改定案を先取りする形となるアクティブ・ラーニングやICT活用を取り入れて欲しいということで、様々な角度で検討してまいりました。

その結果、アクティブ・ラーニングに関しては、昨年同様グループワークを行うこととしましたが、設問の内容をあえて意見が分かれやすいものとし、より高度な話し合いの上に意見の集約が必要となるものを用意しました。ICT活用に関しては、時間と機材の制約があり、今回は実現できなかったのですが、代わりにスライド(パワーポイント)を使用して授業を進行するという試みを行いました。

また、今回は北支部では初の試みとなる、寸劇を交えて進行したことが大きなポイントです。トラブル事例を寸劇で表現することで、より身近に感じてもらうという狙いで組み込んでみましたが、狙いどおり皆

が集中してくれたように思います。演者はもちろん支部会員(行政書士)で、素人ながらも熱くコミカルな芝居に、生徒たちも大変喜んでくれました。

今回は短い期間ながらも、学校の要望を取り入れながら一から教案を作るという、北支部特有のオーダーメイド型法教育の実践の一つとなりましたが、今後も地域特性等を考慮し、それぞれの学校、学年にあった授業を提供できるよう、研究を続けてまいります。

(担当講師：寺島朋弥)



化粧品のキャッチセールスを題材にした寸劇。
支部会員による迫真の演技で生徒の心を掴みました。

法教育スペシャル対談企画～木村先生を囲んで～

法教育出前授業の発展に大変なご協力をいただいた前北区立小学校校長会会長・前桐ヶ丘郷小学校校長の木村良平先生が、昨年度を以て教員生活を終えられました。これを記念し、支部事務所に木村先生をお招きし、常住豊東京都行政書士会会長(前支部長)をはじめ、法教育の立ち上げに関わった支部会員を交えお話を伺いました。

広報部(以下「広」)：本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。北支部では東京の行政書士の先駆けとして、平成21年、当時、木村先生が校長であられた西浮間小学校で6年生を対象に法教育の授業を実施しています。当時、どんなきっかけで法教育

が始まったのでしょうか。

(次ページに続く)



左から常住豊会長、溝口庸一支部長、木村良平先生、雨谷幹彦副支部長、山本恵美子副支部長(支部事務所にて)

木：きっかけはその2年前（平成19年）、学習指導要領の中で、学校現場における法教育を充実させようということが謳われた頃でした。区議会議員の稲垣浩さんが西浮間小のPTAのお父さんだったものですから、稲垣さんを介して当時の支部長だった常住さんから、学校で法教育に関する出前授業というものを考えているんだけど、どうでしょうかという打診をいただきました。

私としては正直、ちょっと困ったなと思いました。実はお話をいただいたときに、西浮間小が平成21年に新校舎へ引っ越すプロジェクトの最中でしたので。新しいものを作るには、学校の体制をきちんと取らないと中途半端になるのが常なので、受け入れるにはタイミングが悪いと判断したんですね。新校舎に移ってからまたお話を伺いましょうと。

正直申し上げて、最初の頃は行政書士の皆さんはどんな方なのかって全然分かりませんでした（笑）でも常住さんに何度も足を運んでいただいて「街の法律家として、地域に自分達の持っているものを還元していきたい」というお話をされて、私の中でだんだん霧が晴れるような感じで、これは素晴らしいことだなと。校長として、新校舎で新しい教育をしていきたいなという想いもあり、ちょうどタイミングが良かったと思います。

広：最初の授業は、現在、東京都行政書士会の法教育推進特別委員会委員長である山賀良彦会員が講師を務めました。最初の授業に向けてどんなお話をされたか覚えておられますか。

木：山賀さんからどんな授業がいいだろうと相談があって、オーダーメイド的なものをお願いしました。学校現場にはいろんな出前授業があるのですが、それは全て金太郎飴なんです。東京の何区でやっても同じ授業。それは違うだろうと。子どもの内面にストンと落ちる、あるいは内面を揺さぶるようなインパクトがなければ、貴重な一時間ももたないし、専門家が来てただ高邁なお話をして、知識・理解だけだとスルーしちゃうよと。そこで、何を題材にするかということで西浮間小の子どもの日常生活に関わりのあるものを提案しました。例えば「浮間公園知ってる？浮間図書館知ってる？」と講師の先生が子どもたちに接近してくれる、共通項を持ってくれるだけで子どもたちは違うんですよ。公園にだって図書館にだってルールがあるわけですが、それを教材として噛み砕いて出してもらって、核になる部分は「やっぱりきまりって大事だよな、自分のためだけでなくみんなのためにあるよね」ってところが子どもたちにストンと落ちれば、あとは学校のきまりでも交通ルールでも応用するだけです。山賀さんには事前の打合せで何度も来ていただいて、大変丁寧にやっていただきました。

広：実際に授業をしてみてどのようなことを感じられたでしょうか。

木：打合せの際、授業のテーマについて子どもたちが自分で思考する時間を取ってくださいというお願いをしました。それで、グループ学習をかなり入れてくださいました。ワークシートに自分の思いを書いて整理させる、お互いの意見を発表して共有する。お互いに感化しあう時間を取って、授業のねらいとしているものに近づけていく。それがうまくいきました。しかも、もっと嬉しかったのが、グループの数だけ支部の皆さんがお越しいただいて、グループ学習に参加してくれました。そのときも膝を折って子どもの目線でフレンドリーに話してくださる。あれは子どもたちも嬉しかったと思います。

広：その後、木村先生のご協力で行政書士と教育現場の繋がりが深くなりましたね。

常住会長（以下「常」）：木村先生には他支部会員の見学参加も快くお引受けいただきました。そうして現場を見て法教育の醍醐味を味わった若い会員が、各支部に戻って自発的に法教育を始めています。もともと法教育は行政書士会の活動方針ではなく、草の根の活動として始まったんですが、今では東京全体あるいは全国に広がり、行政書士会としても、これを後押ししようという体制になっています。

また、北支部としては、学校問題の相談や教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座の提供を法教育実施の翌年からさせていただいて、大人と子ども両面から学校現場と関わらせていただくことになりました。

最初は、教育現場の方からしたら、この団体は海のものとも山のものともつかない、大きく期待されていたわけでもなかったと思いますが、木村先生が英断してくださって信頼してくださってチャンスを与えてくれました。おかげさまで、東京都教育委員会のパンフレットに行政書士の法教育のことが載ったり、いろいろな省庁・役所から評価をいただけるようになりました。本当に感謝感謝でございます。

広：常住会長に法教育の魅力について伺いたいと思います。

常：関わる行政書士から見たら、子どもたちに自分たちの考えやスキルを伝えられるということじゃないですかね。彼らは純粋だから岩に水が染み入るようにスーッと吸収するじゃないですか。自分たちが忘れていた純粋な気持ちを、子どもたちから教わるというか気づかされることもある。だから、子どもたちに伝える能力を知らず知らずのうちに、身に着けられると思うんです。その能力が、難しい法律用語を言わないでそこにある趣旨をちゃんと説明できるようになるとか実務においてお客さんに対しても発揮できる。そういうところは活かせるんじゃないかと思えますね。

また、法教育のスタート時に、子どもたちに少しでも感覚に近い30代40代のメンバーを中心にやろうという指針を掲げました。若い人がやるしかないって場面設定にしたんですが、行政書士会としては、それが若い人材の発掘・育成に繋がるという副次的な効果も生み出しています。

広：木村先生に法教育の今後に提言やエールなどをいただければ。

木：本当は2年生でも授業をやりたかったんですけど、山賀さんのご負担がね（笑）私の一番の理想は、小学校の低・中・高学年、それから中学生と、義務教育の9か年の中のポイントポイントで、発達段階に応じた出前授業があるといいと思うんです。低学年でもできますかね？とおっしゃるかもしれませんが、難しいですけど楽しいと思えますよ。

こういうオーダーメイドの、本当の手作りの出前授業の形で学校現場に法教育の一石を投じてくれるというのは、とても貴重だと思っています。行政書士の皆さんのご厚意に甘える形になりますが、ぜひ続けていただき、学校を助けていただきたいと思います。ますます法律の専門家として地域を愛していただいて、ぜひ学校に足を運んでいただけたらなと思います。

対談は当初の予定時間を大幅にオーバーして、木村先生の法教育出前授業に対する熱い想いをたくさん語っていただきました。東京都行政書士会北支部は、8年間の法教育の経験・蓄積を活かし、今期はさらに充実した法教育出前授業を実施してまいります。

（了）

平成29年度各部・各委員会のご紹介

支部長



溝口 庸一

平成29年支部総会において支部長・副支部長に選任されました。また、支部の新体制が決まりましたので、宜しくお願い致します。

本年度の支部の活動方針を「区民・地域の期待に応えられる支部活動の実践」としました。

- ①各種相談会などによる区民に向けた法情報の提供
- ②地域の関係機関・団体との連携の促進
- ③法教育出前授業などの実施による学校その他の教育機関に対する支援活動の継続
- ④事業・くらしの相談相手として地域で期待される存在としての地位の確立を具体的な活動として展開して参ります。

何か困りごとがありましたら、「そうだ行政書士に相談してみよう」と思っただけのよう、区民の皆様の身近な存在になりたいと願っています。

副支部長



山賀 良彦

■ 総務部

部長 鈴木雄司
次長 石原丈路
部員 鯨井悟 戸辺里絵子

■ 法教育推進委員会

委員長 山本恵美子
副委員長 吉村信一
委員 國本博司 竹田紘己
井上圭子 鯨井悟
高坂友也 寺島朋弥
帆秋啓史

副支部長



山本 恵美子

■ 広報部

部長 吉村信一
次長 國本博司
部員 竹田紘己 高坂友也
寺島朋弥 帆秋啓史

■ 学校問題解決サポート委員会

委員長 竹田紘己
副委員長 立川悦史
委員 國本博司 井上圭子

副支部長



木村 光義

■ 研修部

部長 関口勝生
次長 中村博人
部員 立川悦史 小林まどか

■ 地域支援委員会

委員長 山賀良彦
副委員長 小島晴美
委員 石原丈路 柳沢裕治
吉岡慶太 杉森正英
阿部隆昭

副支部長



雨谷 幹彦

■ 暴力団等排除対策委員会

委員長 雨谷幹彦
副委員長 木村光義
(赤羽警察署管内担当)
副委員長 山本恵美子
(王子警察署管内担当)
副委員長 小島晴美
(滝野川警察署管内担当)

副支部長



小島 晴美

■ 経理部

部長 柳沢裕治
次長 田中周一
部員 濱本亮 廣野順子

■ 相談センター

委員長 鈴木雄司
副委員長 山本恵美子 小島晴美

■ 監事

浦部隆義 須藤金一郎 小山弘子

■ 相談役

島岡清美 前田浩利 村田みつ 常住豊

※東京都行政書士会本部役員については誌面締切の都合上掲載しておりません。

平成29年支部定時総会 開催報告

平成29年4月21日(金)午後6時30分より、北とぴあ901会議室において東京都行政書士会北支部定時総会を開催しました。

まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より会員総数133名のうち77名(委任状提出者48名含む)の出席があり本定時総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名(山本恵美子、小島晴美人両会員)の選任に続き、平成28年度事業報告、平成28年度収支報告、平成28年度監査報告、平成29年度事業計画(案)、平成29年度予算(案)について審議ののち可決承認されました。

続いて任期満了に伴う支部長選出が行われ、立候補により、溝口庸一会員が選出されました。

副支部長選出については、溝口庸一新支部長から雨谷幹彦、山賀良彦、木村光義、山本恵美子、小島晴美会員を選任したい旨発言があり、これが承認されました。

監事選出については、浦部隆義会員、須藤金一郎会員、小山弘子会員の立候補があり、これが承認されました。

東京会総会代議員選出については、島岡清美、浦部隆義、常住豊、溝口庸一、徳山義行、雨谷幹彦、山賀良彦、小山弘子、木村光義、山本恵美子、小島晴美、國本博司、竹田紘己の13名が代議員として選任されました。



「自動車・運輸に関する基礎と応用」研修会開催報告

平成29年1月27日(金)午後6時30分から北とぴあ701会議室において、北支部の前田浩利相談役を講師に、北支部主催業務研修会「自動車・運輸に関する基礎と応用～車庫証明から運輸業まで～」を開催いたしました。参加者は他支部会員6名を含む計19名でした。

講義では、車庫証明申請、自動車の登録申請、運送業許可申請の3つの業務について、豊富な資料を基にご講義いただき、行政書士登録歴30余年を誇る前田相談役の培ってこられたノウハウを吸収することのできる、実りある研修会となりました。

(総務部次長：石原文路)



「公証役場の活用について」研修会開催報告

平成29年2月20日(月)北とぴあ901会議室にて、王子公証役場の久我泰博、横田信之両公証人を講師にお迎えし、北支部主催業務研修会「公証役場の活用について」を開催いたしました。参加者は他支部会員3名を含む計24名でした。

久我公証人からは、公証役場の代表的な業務である遺言公正証書の作成、事実事件公正証書の作成、任意後見契約公正証書の作成及び宣誓認証について事例を交えながら活用の方法や作成時の注意点などについて講義をいただきました。

横田公証人からは、ご自身が王子公証役場に赴任されたここ10か月における業務内容についてのご紹介がありました。その中で、「業務の割合として遺言の作成が多いこと」「遺言については、行政書士を介した依頼が全体の14%ほどあるが、個人が直接相談に来るケースが47%に上る」というお話がありました。また、個人で相談に来る方の中には、「公正証書作成のための資料を公証役場で揃えてほしい」と要望される方や、紛争防止の観点から慎重に文案を調整する必要がある方がおり、そ

うったケースで、行政書士に積極的に関与してもらうことが公証人の立場からも望ましいと考えているというお話がありました。

両公証人は、前職で30数年裁判官を務められてきましたが、「裁判官時代に抱いていた公証人のイメージが、実際に公証人として仕事をしていくなかでいろいろ変わっていった。」というお話もあり実体験に基づく貴重なお話を伺える研修会となりました。

(広報部長：吉村信一)



久我泰博公証人

横田信之公証人



北区をゆく 第6回 ～稲荷湯～



稲荷湯は、滝野川六丁目にある明治創業の銭湯で、昔懐かしい千鳥破風の建物は昭和5年築。

入口の営業中を表す「わ」板（沸いた）や、脱衣所に面した番台、浴室のペンキ絵、湯上りのコーヒー牛乳など、昭和にタイムスリップしたような空間は、銭湯ファンに絶大な人気を誇り、映画「テルマエ・ロマエ」のロケ地として使われたことでも有名です。

JR板橋駅や巣鴨訪問からも徒歩圏内ですので、晴れた休日は稲荷湯～巣鴨散策で過ごしてみてもいかがでしょうか。（広報部長：吉村信一）

住所：滝野川6-27-14 営業時間：14:50～25:15
定休日：水曜 TEL：03-3916-0523

ようこそ北支部へ!!

平成28年12月から平成29年4月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏 名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
志村 直樹	H28.12.28 (足立支部より転入)	行政書士志村法務事務所	中里1-24-3 刈ンこまごめ401	03-5834-7929
荒武 和洋	H29.1.15	荒武和洋行政書士事務所	赤羽西6-22-11	03-3905-5140
長谷川 昇吾	H29.4.2	行政書士法人がイ	西ヶ原3-48-4	03-3940-0831

平成28年度無料相談会開催レポート

平成28年度に東京都行政書士会北支部が主催した無料相談会についてご報告いたします。

日程	4/5	6/7	7/5	8/2	9/6	10/4	10/30	11/1	12/13	2/7	3/7
会場	区役所 北ー	区役所 北ー	赤羽会館	区役所 北ー	赤羽会館	赤羽駅前 (街頭)	民商 まつり	田端区民 センター	区役所 北ー	区役所 北ー	滝野川東 ふれあい館
相談件数	15	21	13	12	13	27	8	3	21	19	25
相談員数	6	6	3	6	4	13	3	4	7	6	5

学校と地域を繋ぐスクールコーディネーター制度を知っていますか？



現在、北区には小学校が35校、中学校が12校、合計で47校の区立小中学校があります。そして、その全ての学校に約85名の『スクールコーディネーター』が配置されています。

『スクールコーディネーター』は、学校と地域の連絡・調整役として学校支援ボランティア活動をサポートしています。

例えば、学校から「遠足の際に付き添ってくれる人を探して欲しい」「コマ、あやとり、竹馬など、昔遊びを教えられる人を探して欲しい」「本の読み聞かせを手伝ってくれる人を紹介して欲しい」など学校からの相談に応じて、各スクールコーディネーター

ターが自分のネットワークを生かして、適任者と連絡・調整を図ります。私もスクールコーディネーターの一人として、自分の母校でもある、なでしこ小学校をサポートしています。

最近では、日本にきたばかりで、日本語が思うように話せない児童への対応に、地域の当該国出身の方を紹介したり、交換留学生を迎えるために通訳ができる地域の方を紹介して、学校にとっても喜んでもらうことができました。

上手く対応できることばかりではありませんが、北区を地元として生まれ、地元で育てていただいた者として、引き続き地域に貢献してまいります。

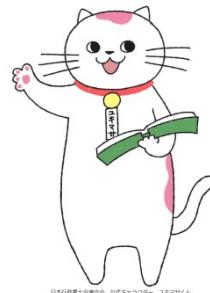
（総務部員・法教育推進委員会委員：鯨井悟）



東京都行政書士会北支部 無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が
分かりやすく丁寧にお答えします



■ さまざまなご相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事 ■ 遺言に関する事 ■ 成年後見に関する事 ■ 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事 ■ 外国人のビザや帰化に関する事 ■ 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事 ■ 売買・貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所定期相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 8月1日(火) 12月12日(火)
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会・浮間

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 7月4日(火)
13:00~16:00

場所 浮間ふれあい館 2階第2ホール
(浮間2-10-2)

※9月、10月にも特別相談会を実施する予定です。詳細は支部ホームページ、フェイスブックページの
ほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適切な行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  facebook.com/kitashibu.tokyo/

